会社名 サムスン資産運用株式会社

銘柄名 (コード) サムスン KODEX200

証券上場指数投資信託[株式]

(1313) (外国 ETF)

代表者名 徐 奉均

(代表理事)

代理人の住所 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

代理人の氏名 西村あさひ法律事務所

弁護士 伊東 啓

上場廃止申請に関する取締役会決議について

当社は、東京証券取引所におけるサムスン KODEX200 証券上場指数投資信託[株式] (以下「本ファンド」といいます。)の受益証券の取引量が少なく(なお、2021年の1日当たりの平均取引量は239口でした。)、当該取引量からすれば本ファンドは既にETFとしての機能及び商品価値を喪失していると考えざるを得ず、今後も取引量の減少が見込まれることから、東京証券取引所における本ファンドの受益証券の上場廃止申請を決定いたしました。当社は、2023年1月下旬頃に本ファンドの受益証券について東京証券取引所に上場廃止申請書を提出し、同取引所において上場廃止決定がなされた場合には、本ファンドの受益証券は、整理銘柄に指定され、1か月後の2023年3月上旬頃に上場廃止となる予定です。

上場廃止の申請後も、上場廃止まで従来どおり本ファンドの受益証券は東京証券取引所において売買が可能です。なお、2022年12月21日から東京証券取引所での上場廃止日までの間、Flow Traders Hong Kong Ltd. (当該会社の情報は以下の通りです。)により本ファンドの受益証券の買取りのために、本ファンドのインディカティヴ NAV (インディカティヴ NAV は、Koscom Corporationにより計算され、公表されたものを使用します。なお、Koscom Corporationは韓国取引所に上場している全てのETFについてインディカティヴ NAV を計算、公表しています。)の1.8%減の価格での気配値の提示が本ファンドのインディカティヴ NAV が変動する都度2,000 口を上限として行われる予定ですので(なお、Flow Traders Hong Kong Ltd.による買取は、東京証券取引所のマーケットメイク制度に基づくものではありませんので、ご留意下さい。)、東京証券取引所での上場廃止の前に、取引証券会社を通じて本ファンドの受益証券を売却頂くことに支障は生じません。

本店所在地 香港銅鑼湾軒尼詩道 500 ハイサンプレイス 28 階 2803 号室

会社名 Flow Traders Hong Kong Ltd.

代表者の名称 金 熙中

電話番号 +852-2593-3000

東京証券取引所での上場廃止の後、本ファンドの受益証券の取引は、韓国取引所においてのみ行われることになります。そのため、本ファンドの実質受益者の方におかれましては、上場廃止後に本ファンドの受益証券の保有を継続される場合には、本ファンドの受益証券の保管を韓国の保管機関に移管する必要があります。しかしながら、取引証券会社が移管手続に応じられるとは限らず、当該移管手続は著しく困難である可能性がありますので、できる限り上場廃止前に売却頂くか、もし本ファンドの受益証券の保有の継続を希望される場合には、当該移管手続の取扱いについて、上場廃止より十分前もって取引証券会社とご相談くださいますようお願いいたします。

なお、上場廃止までの各日程は、下表の通り予定しております。

1	2023年1月下旬頃	上場廃止申請書の提出及びそれによる監理銘柄指定
2	2023年1月末頃	上場廃止の決定及びそれによる整理銘柄指定
3	2023年3月上旬頃	上場廃止

本件に関する連絡先

• 代理人

西村あさひ法律事務所

弁護士 伊東 啓

同 山本 明

電話番号:03-6250-6200

以上